

規制委で何が？ 炉規法・運転期間の削除容認

2023年2月16日

原子力規制を監視する市民の会

阪上 武

規制委は何を変えようとしているのか

① 運転期間の定めを炉規法から電事法へ移す

② 停止期間を運転期間から除外

③ 高経年化した原発の審査制度の整備

今までの制度

原発の運転期間
「原則40年」

「1回に限り、原子力規制委員会の
審査に合格すれば20年延長」
審査は劣化評価も含んでいた

原子炉等規制法

原子力規制委員会

新制度

原発の運転期間40年を超えて運
転をする場合、
「電力の安定供給への貢献」な
どを条件に経済産業省が認定

電気事業法

経済産業省

現行

原子炉等規制法

運転延長認可制度



原子炉等規制法

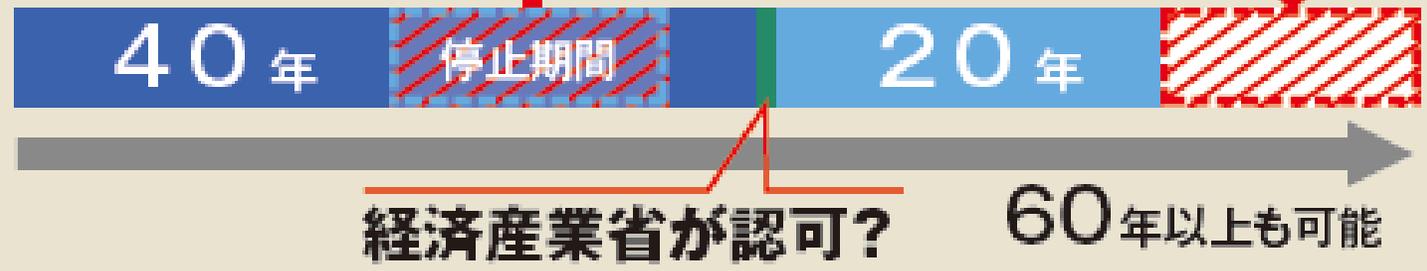
高経年化対策制度



新制度

電気事業法

運転延長認可制度



原子炉等規制法

高経年化対策制度



石渡委員の反対意見

●科学的技術的でも安全側でもない改変

●炉規法を変える積極的な理由がない

●審査に時間をかけるほど延命する矛盾

●60年時の審査をどうするのかさえ決まらない

山中委員長の論理立て

① 運転期間の定めは利用政策判断であり
規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない

② 利用政策側で運転期間を定める方針が出た

③ 運転期間の定めを炉規法から削除する

山中委員長が唯一根拠にあげる「見解」中の文言

運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の 経年劣化との関係に関する見解

令和2年7月29日
原子力規制委員会

6. 運転開始から40年という期間そのものは…発電用原子炉施設の運転期間についての**立法政策**として定められたものである。そして、**発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策**判断にほかならず、**原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない。**

運転期間の定めは利用政策判断なのか？

2023年2月8日 規制委パブコメへの回答

- 現行法の運転期間延長認可制度が導入された際の国会審議（平成24年第180回国会）では、科学的技術的見地だけでなく、幅広い観点から議論が行われた上で、立法されたものと認識しています。

運転期間の定めは利用政策判断なのか？

原子力規制委員会設置法

<解説>

(原子炉等規制法、電気事業法改正関係)

平成24年7月

内閣官房

原子力安全規制組織等改革準備室

【改正の趣旨】

(1) 制度趣旨

経年劣化に対する懸念など、国民や関係自治体にも様々な議論があり、また、一般的に、設備、機器等は、使用年数の経過に従って、経年劣化等によりその安全上のリスクが増大することから、こうしたリスクを低減するという趣旨から、本条は、運転することができる期間を制限するものである。なお、高経年化対策の在り方に

運転期間の定めは利用政策判断なのか？

第27回原子力委員会
資料第1-1号

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室作成資料

原子力規制委員会設置法について

② 原子力安全規制の転換

○ 原子炉等規制法の改正

(3) 40年運転制限の導入

発電用原子炉を運転できる期間を、使用前検査に合格した日から起算して40年と定める。ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基

「見解」中の文言の作成経緯に疑問

運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の 経年劣化との関係に関する見解

令和2年7月29日
原子力規制委員会

6. 運転開始から40年という期間そのものは…発電用原子炉施設の運転期間についての**立法政策**として定められたものである。そして、**発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策**判断にほかならず、**原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない。**

◆令和2年7月 原子力規制委員会の見解 「**運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解**」

○事業者側から、運転期間延長認可の審査に関し、運転停止期間における安全上重要な設備の劣化については技術的に問題ないと考えられることから、**一定の期間を運転期間から除外してはどうかとの提案**がなされたことに端を発するもの

技術的意見交換会

「意見交換会は法令等の制定又は改正を目的としていない。したがって、現行の原子炉等規制法の規定の範囲で意見交換を行った」

○運転期間に長期停止期間を含めるべきか否かについて、**科学的・技術的に一意の結論を得ることは困難**であり、劣化が進展していないとして除外できる特定の期間を定量的に決めることはできない。

「見解」は技術的意見交換会の結果についてのものだった

令和2年7月22日 原子力規制委員会定例会合資料

経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会 の結果について

令和2年7月22日

原子力規制庁

1. 経緯

令和元年度第57回原子力規制委員会（令和2年1月29日）において設置が了承された「経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会」（以下「意見交換会」という。）において、令和2年3月から7月まで計6回の意見交換を行い、議論に一区切りがついたので、その結果について報告する（意見交換会設置に先立つ「主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会」での議論は別紙1、開催実績は別紙2、参加者は別紙3を参照）。

「見解」中に文言を入れたのは山中委員長だった

令和2年7月22日 原子力規制委員会定例会合議事録

○山中委員

報告の中でございましたように、CNO会議の中でこの長期運転停止期間を運転期間延長認可制度に加味するべきであるという議論がございました。しかしながら、現行の運転期間延長認可制度の40年という期間は、科学的あるいは技術的な観点から定められたものではなくて、政策に基づいて決定されたものであると考えますので、運転期間延長認可制度の期間について、経年劣化などの科学的・技術的議論とは切り離して判断すべきものであると考えます。

つまり、運転期間延長認可制度の期間については原子力規制委員会が議論すべき問題ではなく、加えて長期運転停止期間をそれに含めるかどうかについても原子力規制委員会が判断すべき事柄ではないと考えます。

山中委員はCNO会議で議論したと主張するが

令和2年7月22日 原子力規制委員会定例会合資料

意見交換会設置に先立つ「主要原子力施設設置者（被規制者）の 原子力部門の責任者との意見交換会」での議論

○平成29（2017）年1月18日

＜第1回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会＞

- ・事業者側から、運転期間延長認可制度の審査における課題として、「運転停止期間における安全上重要な設備の劣化については技術的に問題ないと考えられることから、バックフィットを適切に実施するための審査・工事等に関する停止期間は、運転期間から除外する。」との提案¹⁰がなされた。
- ・これに対し、規制当局側から、技術的観点からは議論に意味があるが、同制度の運転期間は政策的に法律として定められたものであり、原子力規制委員会の裁量を越えて法解釈することはできない旨回答した。

更田委員（当時）は
法律に書かれており勝手な法解釈はできないと述べ
事業者の運転延長の要求を突っぱねていた

2017年1月18日 CNO第1回会合議事録

○更田委員

これはもう十分に御理解いただいていると思いますが、13ページにも挙げていただいているように、原子炉等規制法をここで引用されています。技術的な議論とは別に、私たちは法律で与えられた権限に基づいて仕事をしていて、勝手な法解釈をするわけにはいかない。規制法に明確に書かれているこの40年、それから、延長に関しても20年を超えない範囲において許可することができる。ここに書かれている40年とか20年が、その下部規則において、これこれを含みませんとか、20年は何年を含みませんといったような解釈をすることは、これは許されないと考えるべきであって、非常に困難であろうと思います。で

「見解」中に文言を入れたのは山中委員長だった

令和2年7月29日 原子力規制委員会定例会合議事録

○山中委員

先週の原子力規制委員会の議論を踏まえて、原子力規制委員会の見解をまとめていただきました。ありがとうございました。

別添資料の3. 及び6. に記載のとおり、発電用原子炉を運転できる40年という期間は、科学的・技術的観点から定められたものではなくて、政策に基づいて決定されたものであり、運転期間延長認可制度の期間については、政策を議論する場で決定された事項である。私のコメントについては、この3.、6. に明確にまとめていただいたと考えております。

規制委は炉規法の運転期間の定めを順守しなければならない

①運転期間の定めは「安全規制」である

②規制委員会は炉規法を順守しなければならない

③利用政策側で運転期間を定めることはできない